

第3回議事概要

1 ただいま事務局から、区の変更を検討する場合の基準と手続きについて、そしてこれまでの審議会について振り返りについて、説明がありました。この審議会として諮問を受けているので、近い将来答申としてお返しすることになるが、その考え方、行政区画の変更が必要なのはどういう場合か、そしてその場合はどういう手続きを取って変更するのかの一般的なルールをこの審議会では考えたいと思っている。事務局で整理した案に基づいて、議論を進めたい。論点ごとに進めた方が良くとも思うが、皆様全員の意見も出して頂きたい。まずは、事務局の説明に対する確認や質問はあるか。

2 今回要望が出ている地域については、区画変更の種別で言うと、小規模という理解でよいか。

⇒はい。分区・合区ではないので、区界の変更ということで小規模にあたるかと考えている。

3 この実施条件の①～⑤について、変更がかなうとすれば、①～⑤すべてを満たした場合ということか、どれかひとつでも満たせば、ということか。

⇒全てを満たすことが要件と考えている。

4 3ページの(1)②の区界変更と、(2)区境変更の実施条件、これは、同じ区境変更について2つ書いてあるのはどういうことか。これは、例えば山の中で区境だったところが宅地造成で大きく外れたら、自動的に変更するということか、もしくは、その場合でも区境変更の条件を、具備するもの、としてするのか。②の小規模の地形地物の大規模な変更を特出しで出しているのはどういうことか。

⇒まず、①に関しては、合併等による合区・分区が考えられるが、それ以外として、②の区境の変更として、地形地物が変わるという、河川改修、道路が走ることなど想定される。それらを変更する場合として、条件としては(2)の5つの条件を具備したときに変更する、という風に考えている。

5 ②の地形・地物の大規模な変更というのが、社会的状況の変化によって起きるのか、あるいは、地形地物が増加することにより社会的状況が変化するのか、どちらとも言いがたい。団地が開発されたから、大きく変化していくこともあるだろうし、逆に過疎が進んで小学校が廃止になるところもある。増加していく、あるいは減少していく、

様々な変化があっているときに、人の住まい方をできるだけサポートする意味での行政サービスの提供単位として区は設定されているわけだから、人の生活の面倒をきちっと見られる体制をとるべきだが、人の生活がどの程度変わったときに、区というものを見直さなければならないのかは、網羅的に表現しづらい。本日の資料の中では、このように例示してあるが、もしかすると文章だけでとどめておくのが正解かもしれない。

- 6 事務局のご提案の案では、大きな合区・分区のときにこの審議会で審議をするのであって、小さいところについては、ある条件のもとに行政が決定する、そういう風にしてよいか、ということまでこの会での議論に含めるということか。

⇒はい。

- 7 行政区画を決定するときに、校区は分断しないというのが前提として始まったと前回お聞きしたが、それについてはどこにも触れていないがどうなったのか。例えば、2ページの「編成当初の理由となる考え方」にも無いし、区画変更にあたるどころにも触れていない。

⇒第1回目の資料でその点に触れており、今回の資料では、最初の区割りをした基準が4項目あったとして載せている。今回は、行政区を変更する場合の土台に上げる基準として、どういった場合があるのかをご審議頂くことになっている。つまり変更に関して審議するための資料としている。

- 8 平成21年の行政区画等審議会の副会長だったので、当時の経緯をご紹介すると、熊本市が政令市になるにあたって、初めて行政区というものを設置することになった。それまで一つの市で、その中に区は無かったが、区役所を設置して、行政のサービス提供をきめ細かにするというので、行政サービスの提供単位として区を設置することになった。富合、城南、それから植木町も合併したので、このエリアを含めて、熊本市の中にどのように行政サービスの提供エリアを決めるか、という新たに行政サービスの単位を作る議論をした。いくつ区を設置するかから始まり、かなり時間がかかったが、73~4万の都市が、バランスよく発展するような形で区を設置するというので、結果的に、様々な比較検討の上、現在の区の家が決まった。東西南北と真ん中を入れて分けるということになると、そこに、合理的な区の境を創設しなければならない。そこで、次に出てくる要件として、人口はできるだけバランスよくしましょう、面積や河川や山や鉄道や様々な大きな地形・地物を勘案に入れて行きましょう、それから、新しく行政サービスを作る単位の中で、町内会、小学校区、中学校区、消防、土木事務所の単位とか、福祉関係の単位であるとか、保健所の単位であるとか、

実は行政には様々な行政サービス提供のエリアがあるのだが、中でも、とりわけ、小学校単位くらいのエリアというのは、地形・地物でひっぱったとしても、さらに細かい線を引いていくときに勘案しながら引きましょう。そして、警察、消防などの公共機関の所管、選挙区、こういうものも参考にしましょう、ということで、この 2 ページに書いてある 4 つの観点というのを参照し、いくつも線をつくりながら検討した。そして、たくさんの要望が寄せられた。結果的に中央区になりたいところが多く出てくるということが起きた。東、西、南、北区と中央区の境というのは、非常に難しく、地域からの要望書、政党からの要望書、様々な要望を頂いた。それらを審議会の中で共有しながら、現実これまで無かった行政サービスの一つの単位として線を引くということで議論を重ね、最終的に決まったのが今の線である。ただ、この区の境には、どちらの小学校の方が利便性が高いか言い難い地域が、結果的には多く、線の上に乗っている。今壺川校区から出されているのも一つのケースだが、これ以外にも、線の上に関わる場所については、全て同じ状況が起きた。こういう中で、様々な方々のご意見を 100%満足することは不可能だったので、できるだけ効率的に、あるいは地域性に配慮した形で作られたのが現行の区域になっている。これは、平成 23 年 12 月に条例で施行されているので、現行の制度として、それぞれの住所は現在こういう区割の中に位置づけられている。壺川校区からも、今回、上申書を頂いているが、現在のこの審議会に市長から依頼されているのは、こういう市に寄せられている要望に対応するために、基準、ルールを考えて欲しい、ということで、この審議会は成立している。よって、この上申書をこの審議会で検討するというわけではなく、またそのような権限も今私たちのこの審議会にはないわけだが、これから必要となる可能性のあるルール作りについて、たまさか会長宛に上申書を頂いたので皆さんと共有させていただいた。本日皆様方には、変更の考え方、基準、手続きの確定について、ご意見を頂ければと思っている。

- 9 1 ページの (3)、行政区画を変更しないと対応できない事例というのはどういうものか、直接的に何があるか事務局の方で想定しているのか。「こんなに多くある」ということなのか、一部のことに限定されるのか。

⇒第 2 回の審議会資料で出させて頂いているように、3 歳検診の通知関係や、障がいに関する相談といったことを事例として挙げているが、数多くあるということではなくて、ある程度行政機関として区が違うことによっても各区・課で対応している、その内容をお示しした。

- 10 課題はそれほど多くないということで、理解した。

- 11 この変更の考え方の案が今日のこの会で承認されれば、「案」ではなくなるのか。

12 今日これからご意見頂いていくのが、これは一つの事務局から提案頂いているたたき台であり、この後答申案としてまとめるので、もし皆様方からご意見が紛糾するほど出ないのであれば、この会議が終わり、副会長と私とでまとめて、整理させて頂いて、次回答申案としてお示しをして、ご賛同頂ければこれをもって答申をする、としたい。そうすることで、変更の必要な事例が出てきたときに対処できる方法を作ってください、という行政からの諮問に対する答申になると思う。

13 これが決まるとすれば、今要望が出ているような小規模の要望についてこの会では話し合うことがない、ということになる。

14 市長村合併とか、人口が極端に減るとか無い限り、おそらく合区・分区は無いであろう。行政区画等審議会に1件1件諮問するような大規模な事案でないものは、災害で河川の流れが変わってどうしても変更しなければ、とか地番がなくなってしまっているとか、区境で大規模な土地開発があって新しい住宅団地が出来たとか、そういうときには、行政の方で他にも都市計画など検討されるだろうから、一体性を持って行政で判断頂ければ良いと私自身は思っているが、もちろんこの審議会の中で、全て審議会にかけなければならない、という話しになれば、それはそれで構わないと思っている。

15 これはあくまで市の事務局の出した案なので、小規模の区境変更でも、行政区画等審議会が必要であるとなれば、それはそれで構わない、そこを議論する場だと思う。

16 この案は、千葉市を参考にされたとのことだが、それはどういう理由からか。他のところは無いのか。

⇒調べた中ではその他の市には無く、千葉市のみ基準的なものが出てきたため、ここを参考にさせて頂いた。

17 区の変更というのはよほど例外的な事例であって、こういうものを想定して作っておくというのは、ほとんど無いのではないかと思う。

⇒前回の資料でも出しているが、これまで変更があった事例は、ほとんどが分区や、合併によるものである。福岡で、分区をするときに一緒に見直している例はあった。聞いた限りにおいては、それらは、この明文化されたこの千葉の基準と照らし合わせても、矛盾するような変更をしているところは見受けられなかったもので、実際の実務上も近い考え方で進められているのではないかということで参考にさせて頂いた。

た。

18 行政区画の変更の考え方の（１）の分区・合区にある、特定の行政区において人口の著しい減少や増加による不均衡、これが今後近い将来起こりうる可能性がある地区はあるのだろうか。

19 可能性については何とも言えないが、例えば、隣接市長村との合併等がもしあれば、ある区が分かれるということはあるかもしれない。

20 上申書を読ませていただくと、各地域において自分たちで校区自治会を運営するにあたっては、大変苦慮されているという思いがする。大局から見ると、簡単に区割を変えるものではない、というご意見もよくわかるが、我々のように、ずっと地域で色々な運営をしている者にとっては、色々なところで、こちらで無ければ手続きができない、例えば、壺川校区では、民生委員協議会は壺川校区だが、介護のことは北区に行かなければならない、という問題は、自分たちの活動はこちらに足を置きながら、違うところで運営をしなければならない、という矛盾だと思う。

21 住民自治組織である自治会をはじめとする、様々な地域組織の方々が、行政サービスと深く関わっている、このような利便性が、行政サービスの提供単位である区というものによって面倒なことになっているのであればそういうものを無くす方向で、というご意見と伺った。他方で、区境は、このみならずぐると周辺にあるという意味では、どこでも起きる普遍的な課題といえる。何か良い対応の仕方ができれば良いと思う。

22 今日は考え方という大枠での議論とするか、それとも、ここに出ている案の言葉の中身まで見ていくか。

23 内容を詰めて参りたいので、言葉も含めて議論したい。

24 印象的に、二つ、分区・合区という言葉と小規模という言葉があるが、小規模というのはニュアンス的に「たいしたことがない」という感じがしてしまい、違和感がある。分区・合区とそれ以外という捉え方が良いと思う。

また、（２）の実施条件の①～⑤について、居住者及び地権者について、全員の同意は不可能だと思う。また、④地元及び隣接自治会の理解が得られるとは、何を持って理解とするのか、各種団体のリーダーが多数決を取ることか。また、⑤は例えばどのようなことか。

⇒区画整理等があって住宅等が建っている最中で、今後も開発がその近くで見込まれるような場合は、時期を考えましょう、ということ。

25 「今後も」とはいつからのことかなど、最終的に字で起こす場合は吟味する必要がある。また、考え方というのは、ある程度ピシッと示さないといけないものだから、微妙なニュアンスを入れると混乱したものになるのは承知の上だが、この文言をそのまま受け取ると、若干冷たい、冷酷な感じ、情が無い感じがする。ぜひ、答申には情の部分を盛り込んでいただきたい。こうします、あとはその都度検討します、では情が足りない。

分区・合区はこのような審議会で、それ以外は市の方でやって頂く、というのを決めるのが今回の審議会の大きな役割だと思うが、分区・合区以外を全て市で対応するというのは、非常に負担が大きいと思う。ある意味、第三者に投げかけることで解決するということが多々ある。ケースによっては、相当件数が出てくると思われるので、色々な人が議論してそれらの意見を吸い上げた結果こうですよ、という場作りも必要かなと思う。

26 実施条件について、条文に近いものを書いたとしても、どこまでも解釈が伴うことになるので、できるだけ正確にということに留意しつつ、他方で、現実のケースに沿って考えられる余地を残す書き方にならざるを得ないと思う。地権者についてどう考えるか、大変難しいと思うが、他方で、地権者を抜きに処分するにはあまりに重大な事案であり、全く地権者の同意無しにはできないだろうとも思う。同意が100%という話ではなく、区境変更の場合については、行政の方で充分基礎調査をした上で、検討し、政策会議にかけ、議員とも相談をする、ということになっているので、おそらく、地権者と居住者というそれぞれの権利主体については、何らかのコンセンサスを得ておく必要があるということだと思う。区境変更の場合については、審議会にかかる必要が無いという決め方自体が、行政自身が運営するのが難しくなる懸念、こういう場合もあるかもしれない。合区・分区だけではなく、深刻な場合は、設置していただくことは可能という気もする。

27 再三に渡って出てきている、校区、小学校、そして小学校に通う子どもたち、これについては、今後の区境の変更の意見から完全に切り離すべきと思う。前回も少し述べたが、小学生は、通い易い学校に通うのであって、どこの区に通いたい、というのには無い。大人が子ども（小学校）を巻き込むような形で議論があってはならないと思う。小学校の方に責任を負わせることになりかねない。区境の変更に反対、賛成、双方が小学校のこちらにたくさん通っているから悪い、といった話になってはならない。当初、設定されたときは校区単位で区境が考えられたが、今後変更については、小学校、校区を絡めてはならないと思う。将来的に、子どもの数が減って統合ということ

があった場合に、小学校が一番考えなければならないのは子どもの教育ということなのに、区境の変更、といった関係の無い話が絡むことがあってはいけないので、切り離すべきと考える。

もう一点、区の変更というのは、そこに住んでいる人たちや業を営んでいる方たちには極めて大きな影響を与える。名刺から刷り直し、ということもあり、金銭的にも非常に大きな負担が生じる可能性もあるので、軽々しくできるような話ではない。小学校に緩衝区があるが、逆に行政側に緩衝区があって、行政が歩み寄ることで不便さを解消できる手立ては無いのだろうか。あまりにも校区といったことに縛られており、話だけ聞いていると、〇区、〇区といった区域の縛りによる不便さはそれほどでもないという気がするので、逆に行政区の緩衝という切り抜け方があるのでは。

28 町内会の高齢化や、人口減少など社会的変化の中で、二番目のレベルの地域コミュニティとして少学区を設定し、町内会が支えあっていくような体制を整備してきている。住民の自治の一番の中心の主体は町内会ということは間違いない。小学校の存在が、地域住民に近い存在であるが、そういうものと、様々な種類の行政サービスを効率的に提供するために所轄範囲を決めている区の話とは、自治と行政サービスを提供する側の接触面の話であるが、それらをどう最も住民にとって利便性が高い方法にするのか。一つのこれまでの知恵が小学校の緩衝地帯というもので、それをさらに発展させる可能性はないのかというクリエイティブな観点のご意見を頂いたと思う。

29 学校の校区と行政区の変更は分けて考えるというご意見について、私も第2回のとき同様の発言をさせて頂いた。校区と校区に伴うコミュニティの問題、これは関連はするものの、単に校区が変わったから当然区画も変更しましょうということでは無く、それに伴って行政サービスが著しく低下しているとかそういった場合に初めて区の再編成をすべきという意見を出した。ただ、本日頂いた上申書を見ると、単に校区だけでなく、それに伴う色々な行政サービスも、校区単位できちっとされている場合もあるなどと思い、改めて、実際の行政サービスの低下が生まれるのも事実だと感じた。

変更の考え方に関しては、審議会の設置の要否については、合区・分区は審議会を設置する、案でいうところの小規模については、必要に応じて個々の事案、例えば、地形地物の物理上明確なので納得性が得易い場合は開く必要は無いが、例えば実施要件の②で、市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること、こういった要件は、著しい支障をきたしているかどうかは個々の判断、その人がどう受け止めるかによってかなり温度差があると思うので、こういったものを全て行政で判断するのは難しいであろうから、こういった場合は審議会を設置してそこで審議する、という柔軟な対応という考え方でもよいのではないかと。

30 住民の自治と行政サービスの接合の部分で様々な事案があるので、悩ましい、とい

うことはおっしゃられるとおりでと思う。審議会の設置についてのご意見、悩ましい事案については審議会にかけるとのご意見は他の委員からもあり、そのとおりと思う。基本的に、行政で判断できる事案はかけず、行政が必要と判断したらかける、という書き込み方ができればと思う。

31 子どもを持つ親世代は、どうしても小学校が主体となって地域コミュニティが形成されるので重きを置いていただきたいと発言してきたが、今回の皆様のご意見を勘案し、子どもの数は非常に流動的な面があり学校の統廃合等の可能性があるが、そこに行政区の変更を伴わせていくと、ものすごく頻回におきてくることを考えると、小学校の校区が自治コミュニティの基盤にはなっているものの、小学校の校区ありきでの行政区の変更というのはあまりよろしくはないと思った。審議会の設置について、小規模の案件について、何に対する案件が元なのか、何が問題になっているのか次第では審議会が必要と考えている。

32 様々な社会状況が変化する中で、どういう風に行政サービスの提供単位を考えて適応させていくかというとき、小学校区を区の変更の要件の一つにしてしまうと、安定性を欠く可能性があるというご意見と理解した。

33 小学校の校長会会長という立場で出席しているが、偶然に壺川小学校の校長でもあり微妙な立場であるわけだが、壺川小学校の校長ということは、忘れたつもりで参加している。壺川 17 町内の方から学校にこの件で具体的な相談や要望は一切頂いていない。住民の方も、私の立場を理解されて、それとは離して考えていらっしゃるの、前回の会議から今回までに話合いがあったということも全く無いことをまず報告する。今回 17 町内から要望があっているのは、暮らし易さへの要望だと思う。17 町内の皆さんがより良く暮らし易い要件を考えたときに、やはり中央区の方が、ということでの要望だと理解している。その中で、5 年前の区画決定の要件は校区を分断しないというのはある意味重要な要件として区割が進められたと思うが、17 町内の方々はそのことを踏まえて、4 年の時間を掛けて、緩衝区を色々なところをお願いしながら、オンブズマンへの申し立ても行い、区割の要件を満たしていらっしやった。ただ急をお願いしたということではなく、4 年の年月を経ながら準備されてきた、そのところは考えるべきなのではないだろうか。ここに来て、変更についての校区云々はもう関係ないのだと急に言われたとしたら、今までの住民の暮らし易さのため 4 年間準備をされてきたことを思うと、どうなのか。

それから、大規模と小規模と分けているが、小規模といっても、住んでいる方にとっては重大な問題なので、合区・分区は第三者から見ると大きな問題、町内の何は小規模で小さい問題、そういうことではないと思うので、内容次第だと思うが、納得していただくには、見えない所の行政の何某課で、説明会をしますから、というので

はなく、このようなきちんとした会議の中で扱っていくのが、市民に対する誠意ではないかと思う。

34 地域の方が希望される訴えに沿うように、地域活動をなさって、学校区も変わり、自治会も独立し、という4年間の努力もあって、町内会の要望を汲みたいというご意見だったと思う。心情的な話は別にして、公的なルール変更の話になるので、若干冷たく見えるかもしれないが、一般的な考え方を整理をせざるを得ない。その場合の変更については、内容が様々なので、行政で判断するのではなくて、審議会で検討した方が良いという考えでよろしいか。

35 大規模、小規模と切るのではなく、内容を吟味した上で、審議会にかけるときは審議会にかけるといった柔軟性があるという感じがする。

36 表現については、考えたいと思う。中村委員がおっしゃられたような、各地域、全ての区の間には同じ問題がある。例えば直ぐ近くの池田もそうだ。今後、いたる所で話が出てきたときに、区というものが、ぐちゃぐちゃになってしまう可能性も想定される。どういう場合は区の変更にあたり、どういう場合は、教育を受ける権利であるとか、町内会の方々が活動し易い状態であるとか、をどういう風に作るかということを考えるレベルに留めるべきなのか。その基準に関わる問題と思う。

37 今回の、この4年の時間をかけて取り組まれていることは、簡単にはできないという一つの先例になると思う。同じような状況のところも、簡単に、壺川17町内が認められた、じゃあうちも、という訳にはいかないと。認められるかどうかは別として、ここは4年、5年の段階を経て初めて認められたのだ、という意味で、一つの良い先例になると思う。

38 ご意見理解した。今回上申書を皆さんと共有させて頂いたのは、このケースをここで検討しようということではないので、切り離させて頂く。心情的な地域の活動自身が、区の変更に影響するのかどうか。そのところの取扱いが、どういう場合に区域変更になるかの類型化だと思う。地形地物など大きな変化が起きたときに、今想定している話で、地域が好ましいと思う方向にむけてした努力の年月を、ここに反映させるようなルールというのは果たしてどうなのか、ということが、ルールの決め方にとって大きな観点になると思う。

39 文言、言葉の使い方について、校区というのはやっかいな言葉だと申し上げたい。私は〇〇校区第△町内自治会の住民で、地域活動をしている。私の活動でも、校区という言葉が付きまとう。しかし、この私のいる〇〇校区第△町内自治会の住民で、〇

○小学校に行っている人は誰も居ない。そういうことは地域社会では実態となっている。例えば、今は多様性が広がっているので、2拠点で、どちらに住民票に置くべきなのか、制度上はどちらかにしなさい、となっているが、4日泊まっている方が住民票を置くところなのか、といったこと。職場でさえ、フリーアドレスで、机が無いという働き方まで導入されて、どんどん多様になっているのに、全ての制度がそれに引きずられて当てはまるということは有り得ない。石原委員の質問にあったが、行政区画を変更しないと対応できない課題はあるか、というのは、あまり無い、という結論だと思う。さらに言うと、今後そういう問題が発生したときは、サービスや対応の仕方の改善で解決して頂ければいいのかなと思う。ご承知のとおり、これからIT化されてサービスありようそのものが激変していく時代。そういう現実を捉える必要がある。今日の論点の一つ、3ページの、区境変更の場合、審議会に掛けるのかという問題は、私自身は、行政区制度の大きな枠組みに関して審議をしていく組織であって、様々の個別の地域から上がってくる問題を一つ一つ受ける会ではないと認識している。もしそういう問題を受けるのであれば、別の方法を、作れとは言わないが、考えないといけない、そういう役割分担なのではないかと思う。結論としてはこの案でいいのではないかと思う。

40 様々なところで、校区という名前が使われてきており、他方で、暮らし方も多様化してきている。また、行政も校区という単位を上手い具合に使っている面もある。今のご意見を聞きながら、区割の時の議論を思い出した。植木に区役所を置くとなったとき、旧熊本市からは相当な反対が起きたが、ただこれは、合併の約束の中でやってきた、大きな別の判断理由があった。このときに、住民サービスを低下させないということで、区役所以外に市民センターや様々な施設を作り、全ての熊本市民はどここの支所、市民センターでも同じサービスを受けられるようにしてある。現実的に、職場近くなど便利のいいところでサービスを受けられているはず。町内会の中で住民の皆さん方が自治組織として活発化されることも応援していく、その応援の第一線に、区役所を設置してあることも全体的な意味では間違いでは無かったのだろうと思う。ただ今回、境界線上にある方々が戸惑われている事例というのも良く分かったので、区とか校区ということに引きずられながら整理するという考え方が、果たしてこの問題を全て解決できるアプローチなのか。あるいは、もっと現実的な必要性に応じたネットワークなり、行政の柔軟な対応なりが行われれば、あまり区というものを意識しない、区というのがそそり立つ壁のようにならない方法も検討していくべきだろうと、お話を聞いて思った。

41 行政区画というのは、それを変えることによつてのデメリットがかなり大きくあるので、なるべく変更がないような審議の方がよいと思う。その意味においては、事務局から出された種別に沿つた変更実施の検討の基準としては、高いところに置いてあ

と思うので、それはある意味良いと思うが、ただし、条件については、内容は、考える点も持っているという印象。ただ、行政区画というのは、事象、所管と色々あると思うが、なるべく崩さないようにした方が良いと思う。審議会の設置については、この案で良いという印象。

42 この提案頂いた案で良いと思う。区境の変更の実施条件については、一つ、二つだけで変更を要求して頂くのではなく、すべて網羅したところで上げて頂いた方が良いと思う。全員の同意が得られる、など、文言は検討したほうが良いが、基本的にこの5つの考え方から公的ルールを導くというのは良いと思う。区境変更については、地域の住民の方の考え方があると思うので、審議会を開いてああでもない、こうでもない、と議論するよりも、行政と住民の方が、しっかり話して頂いて結論を導く方が良いと思うので、審議会は不要と考える。

43 私は、条件的に、③の居住者及び地権者の全員の同意が得られること、というのは考え直すべきと思う。もう一つ、居住者というのは住んでらっしゃる方なのかは分からないが、法人も含めて考えるべきだと思う。会社等々も、そこに所在することで、名刺から印刷物から変えないといけない、ということもある。全員ではなくて理解が得られることを条件にしておいて、例えば、住民だったら90%、地権者だったら3分の2以上とか、割合的にいくらかいいのかは議論してよいと思う。かならず話はしておく必要があると思うが、全員とすることで、ここだけでクリアできない壁になってしまうと思うので。

44 「全員」のところ非常に不可能な条件になっている、そして法人が利害をもつ、というのは理解できるが、地権者、例えばマンションなど賃貸物件の住んでいる方以外の地権者も、その土地には深い利害関係を持っている方々。そういう観点から、そこに資産は持っていないなくても住んでいる人達と、住んではいなくても資産を持っている人達の両方、同意が必要と思う。

45 必要と思うが、同意の度合いと思う。住民とか企業はほぼ全員必要だと思うが、地権者はほとんど全員ではなくても、多数決の原理でいう3分の2以上の同意、ということにしても良いのかなと、個人的には思う。

46 難しいところだが、そのあたりは別途考えなければならない。これは要綱になるのか、それとも規則、条例という形になるのか。どれくらいのレベルか。

⇒条例ではない。基準的なものになるかと思う。

47 決裁や議会での説明を終えて、基準が定められて、その施行細則てきなものはここについてもかまわないということになるのか。先ほどの3分の2、のようなところは。

48 空家が増え、登記を更新しておらず相続が不明になっている件も結構あると思う。地権者の全員の同意ということは文字通り取るとほぼ不可能ということになるので、何らかのルールを作っておかないと、現実的に絶対無理ということになる。

49 相続人が広がりすぎて地権者が確定できないことなども社会問題化しているので、地権者等の一定の理解が得られること、といった表現にしておき、現実的なコンセンサスの取り方は現実に則しながら決め込むという方がよいと思われる。

50 私も、小規模等の表現は変えたほうが良いと思うが、大枠はこの案で良いと思う。先ほど行政区の緩衝という言葉が出たが、これからはこういった考え方も取り入れていかなければ、校区ということだけに引きずられていくと、永遠にこの課題は解決できないのではないかと思う。審議会の最初の段階では、具体的な地域の要望を先に見たので、そのように不便なことがあるのなら、住民の生活を守るために変えた方がよいのではないかと思ったが、皆様のご意見を聞き、審議会で検討を進めるうちに、この審議会は大枠のルールを決めるものと認識したので、この案で大枠良いのではないかと思う。

51 他にご意見はあるか。

52 壺川の方が最も気にしておられるのは、行政サービスの混乱とコミュニティ作り、その中でも校区が分断されているコミュニティのことだと思う。私は、校区は、長い歴史のあるものでもあるし、コミュニティ作りのベースになるべきだとは思う。ただ、これを金科玉条とすると、身動きがとれなくなる。ベースということは皆が認識すべきだが、一方でそれが全てだとすると、返って役に立たないものになる。今回のようなケースは、住民の方たちの地域づくりに対する意識作りも必要になってくる、もう一つ、市の、行政の意識改革。この二つが絡んで初めて、校区が跨った場合でもこれまで同等またはさらに発展的なコミュニティ地域づくりのモデルとなる。よく、組織の話で縦割りの弊害というが、これは正に区割の弊害が起こっているということ。これを機会に、区は必要だから作っているが、区は金科玉条ではない、区は維持しつつ、柔軟に対応するとしていただきたい。コミュニティのあり方に対する市の姿勢が問われることでもあるので、ぜひ、まちづくりセンターができたということまではわかるが、これが本当に機能しているか、機械的な情の無いもの、自分たちの区のエリアだけやっていたら終わり、となっていないかを、考えて頂きたい。これを発展的にとらえれば、壺川の方たちが涙を飲むなんていうことにはならないであろうし、両校

区にまたがるコミュニティのあり方、例えば校区だよりも両方から来る、といったようなモデルケースになって欲しい。

53 私も、自治の基本単位としての自治会、それを拡大した形の校区自治協議会を中心としたまちづくりというのは非常に重要だと思っている。壺川の校区の自治会であれば、校区の変更自体も出来ているので、どんどん、校区単位のまちづくりをやって欲しいし、できる体制自体になっていると思っている。あとは、行政区の区割りがまちづくりの足を引っ張るようなことが無いように、と思う。正に、区が立ちほだかることがあってはならない。行政が足を引っ張りさえしなければ、既に校区の変更がなされているので、校区単位のまちづくりに何の障害もないはず。町内会での自治、校区単位の自治、どんどんやっていただきたい。もっと広げて、北区の自治とか、中央区の自治、というのは、まちづくりというより、自治会、町内会から見た政治問題のような話になり、そこには小学校や子ども達を絡めるべきではないと思う。

54 皆様から適切な表現や手続きの面で色々のご意見を頂いたが、大きなところ、流れではこの定義をさらに良いものにすれば、審議会の合意としてご理解いただけるという感触を得ている。

次回に向けては、本日のご意見等を踏まえて、僭越ではあるが、私と相藤副会長で、答申案を作らせて頂いて、それを次回会議の前に、皆様にお送りして、そして次回それについて承認を頂く方向で行きたいと思う。答申案の中には、今日簡潔に書いてある、一つの、公的な決め事の部分の表現と、この場で様々な観点で頂いた今後のこの問題を具体的に検討しなくてはならない事態になったときに勘案していくべき論点をご発言頂いたので、それを答申案の付属資料として付けるような形で、先ほど、情という表現もあったが、観点として、そういったものも整理した上で作成したい。そのような進め方でよいか。

一同

了承する。

⇒今会長からお話しがあったように、次回は答申という形で進めさせていただく。年内で調整したい。おって事務局から日程の調整をさせて頂く。

55 案を作成して、皆様のご意見を頂いて、できればそれで確定、ということができればと思う。もし修正が必要になるようなご意見が出たならば、また答申の時期は考え直す必要があるかもしれないが、スムーズに行ったならば、市長に対して答申するとき、皆さんにもご同席頂きたい。

- 56 これだけ意見が出たので、次回までは議論する必要があるのでは。
- 57 ほぼ論点は出しつくしている気がするので、文言の修正のレベルになると思っているが。もう一度二時間かけて文言修正をする必要があるのかどうか。
- 58 区境の変更については行政の方でやる、今回出ている壺川のこと今回審議会とは切り離して別に勘案する、ということであれば、事務局の案にもう少し文言等修正をして、それを提示して、承認を得て、答申する、という流れでよいと思う。
- 59 数名の方は、分区合区以外でも、特殊な事例以外は、審議会を開催した方がいいという意見があったが、それは少数意見として判断されたということか。多数意見としては、原案通りで可、という意見が多かったと私も認識しているが。
- 59 それについては、原案に大きな意見は無かったと思うが、区境変更の際に全く審議会を招集できないとなると、つらい場合もおきるだろうから、この会議体を招集しなければならないのか、あるいは個別の事案には、常時設置でなくとも、数名の別の委員会を設置できる、というような作り方もあると思う。両方の意見を、上手く折衷して整理したい。